4　輸送人員又は運送回数については、路線を定めて運送を行う場合にあつては輸送人員を、区域を定めて運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。

5　交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第１項の交通事故をいう。

6　重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第２条の事故をいう。

附　則

この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第二項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第六項」を「第七項」に改める。

第十八条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　乗車定員十七人以下の自動車

二　車両総重量十二トン以下の自動車

三　立席を有する自動車

四　二階建ての自動車

五　貨物の運送の用に供する自動車

六　前各号の自動車の形状に類する自動車

七　二輪自動車

八　側車付二輪自動車

九　三輪自動車

十　カタピラ及びそりを有する軽自動車

十一　大型特殊自動車

十二　小型特殊自動車

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

3　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払つた場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

第三十七条第一項中「第八号」を「第九号」に、「第九号に」を「第十号に」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　運転者の運転の経歴

第四十七条の九第三項に次のただし書を加える。

ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

第五条第一項の表第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	第六十六号第二改訂版

第三号様式中「第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」を

第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置

に改める。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	三十五万二千円

別表第二第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	三十五万二千円

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合については、なお従前の例による。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の項中「第七条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。